



平成 22 年 5 月 14 日

各 位

会社名 株式会社 関西アーバン銀行
 代表者名 頭 取 北 幸 二
 (コード番号 8545 東証・大証第一部)
 問合せ先 執行役員財務企画部長 正岡 重哉
 電話番号 06-6281-7000 (代表)

支配株主等に関する事項について

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）又はその他の関係会社の商号等 (平成 22 年 3 月 31 日現在)

商号、名称 又は氏名	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が 上場されている 金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
株式会社 三井住友フィナン シャルグループ	親会社	—	56.46	56.46	株式会社東京証券取引所 市場第一部 株式会社大阪証券取引所 市場第一部 株式会社名古屋証券取引所 市場第一部
株式会社 三井住友銀行	親会社	49.43	0.35	49.76	—

(注) 議決権所有割合は、小数点第 3 位以下を切り捨てて表示しております。

2. 親会社等のうち、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社

株式会社三井住友フィナンシャルグループは、株式会社三井住友銀行の完全親会社であり、株式会社三井住友フィナンシャルグループが親会社等のうち、当行に与える影響の最も大きい会社であると認められます。

3. 株式会社三井住友フィナンシャルグループの概況

株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び同社の関係会社は、銀行業務を中心に、リース業務、証券業務、クレジットカード業務、投融資業務、ベンチャーキャピタル業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

また、同社は同社の関係会社に係る経営管理及びこれに附帯する業務を行っております。

4. 株式会社三井住友フィナンシャルグループでの当行の位置付け

株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び同社の関係会社において、当行グループは大阪府及び滋賀県を中心とした関西地区を営業の地盤とし、中堅・中小企業や個人に対してキメ細かなヒューマンタッチの金融サービスを提供するリテールバンクとして、地域密着の営業を展開する地域金融機関の位置付けにあります。

株式会社三井住友フィナンシャルグループの関係会社の中で、当行と同様に国内で銀行業を営む会社は、株式会社三井住友銀行、株式会社みなと銀行、株式会社ジャパンネット銀行があり、各社の事業競合の状況は以下の通りであります。

株式会社三井住友銀行は、国際的な事業展開を行う銀行であり、大阪府及び滋賀県を中心とした関西地区を営業基盤とする地方銀行の当行とは経営のスタンスが大きく異なりますが、大阪府においては一部事業競合する形となります。しかしながら、大阪府の市場規模が非常に大きいことに加えて、営業戦略や商品戦略の違いから棲み分けが図られており、目立った事業競合はありません。

また、株式会社みなど銀行は兵庫県を営業基盤としていること、株式会社ジャパンネット銀行はインターネット専門銀行であることから、特段の事業競合はありません。

5. 株式会社三井住友フィナンシャルグループとの資本関係

平成22年3月31日現在の株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び同社の連結子会社との資本関係は以下の通りであります。

(平成22年3月31日現在)

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	—	—
株式会社三井住友銀行	361,097	48.93
三井住友カード株式会社	17,817	2.41
三井住友ファイナンス&リース株式会社	15,862	2.14
株式会社日本総合研究所	12,890	1.74
その他	4,759	0.64
計	412,427	55.89

(注) 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

6. 株式会社三井住友フィナンシャルグループとの人的関係

(1) 役員の兼任の状況

平成22年3月31日現在における当行役員18名のうち、株式会社三井住友フィナンシャルグループの役員を兼ねる者及び出身者はありません。

また、同社の子会社である株式会社三井住友銀行の役員を兼ねる者はなく、出身者は6名であります。

(2) 受入出向者の状況

平成22年3月31日現在における株式会社三井住友フィナンシャルグループからの受入出向者はありません。

また、同社の子会社である株式会社三井住友銀行からの出向者は17名であり、株式会社日本総合研究所からの出向者は3名であります。これらの出向者については、諸課題を克服していくための補完的な役割を目的に当行の要請に基づき当面の対応として受け入れております。

7. 親会社等との取引に関する事項

本日発表の平成22年3月期決算短信に記載しております「関連当事者情報」をご参照願います。

8. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当行と親会社等との取引につきましては、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本方針とし、その基本方針に沿った規定を定め、その規定に従った運用をしておりますので、少数株主の保護に反するような不利益な取引を行うことはございません。

なお、当行は、株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び株式会社三井住友銀行の連結子会社であり、同社グループの経営方針を踏まえて、当行が独自の判断に基づく経営を行っており、一定の独立性が確保されていると認識しております。

以上